

## 食物アレルギー調査票の提出及び記入方法、その他注意事項について

### ◎食物アレルギー調査票について

- 1 調査票は、**利用日の1ヶ月前まで**に研修申込み書類と同時に、団体代表者が取りまとめを行った上で提出をお願いします。**期限日を過ぎると対応できない場合があります。予めご了承ください。**
- 2 調査票は記入見本を参考に、対象者ごとに1枚ずつの記入を行なうようお願いいたします。**(18歳未満の方は保護者の方が記入をお願いします。)**
- 3 学校給食を喫食していない対象者は、調査票の問1 2)にある学校給食対応状況に回答はできないため、問2の家庭での対応内容について詳しく記入をお願いします。
- 4 宗教上の理由により食べられない食材がある場合も、調査票にその旨を記入し提出してください。

### ◎その他

- 5 アレルギー対応内容決定までの間に、アレルギーの状態や対応方法について確認の連絡をさせていただくことがあります。
- 6 **コンタミネーションにより、原因となるアレルゲンを完全に除去できるとはいえませんが、あらかじめご了承ください。**  
コンタミネーションとは、主材料として入っているわけではありませんが、同じ生産工場内で使用しており、混入する可能性があることをいいます。  
**【例】牛肉コロッケ(冷凍食品)→じゃがいも、牛肉、玉ねぎ、小麦等を使用し調理されていますが、同じ製造工場内で鶏卵、えび、ごまなども取り扱っている場合があります、それらが混入する可能性が全くないとは言えません。**
- 7 料理名の下に、特定原材料7品目・それに準ずる20品目についての表記をしています。ご自身で除去が可能な場合は特別な対応は行っておりません。

※ 平成29年4月1日より、食物アレルギー調査票の様式・取り扱いを変更させていただきます。**記入見本**を記載していますので、確認の上**調査票(原本)**への記入を行うようにしてください。

記入見本

調査票  
(原本)

↑(クリックするとダウンロードできます)↑